ハ　当該特定国会職員が法第十三条第一項第三号又は第五号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合　第一号から第四号までに定める額に、第十四条第一項又は第二項の規定により当該特定国会職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表(一)	六級
速記職給料表	六級
議院警察職給料表	六級

附則に次の三項を加える。

5　前項に規定するもののほか、特定国会職員以外の者が月の初日以外の日に特定国会職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

6　附則第四項の規定により給与が減ぜられて支給される国会職員についての第六条の八第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

7　附則第四項の規定が適用される間、第七条の四第二項第一号イに定める額は、同号イの規定にかかわらず、同号イの規定により算出した額から、同号イに掲げる国会職員で附則第四項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・九七五（特定管理職員にあつては、百分の一・二七五）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の六十五（特定管理職員にあつては、百分の八十五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一　特別給料表（第一条関係）

職名	給料月額
各議院事務局の事務総長 各議院法制局の法制局長 国立国会図書館の館長	一、四四一、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員 国立国会図書館の専門調査員	三号給　一、〇六〇、〇〇〇円 二号給　九八九、〇〇〇円 一号給　九一七、〇〇〇円
各議院事務局の事務総長 各議院法制局の法制局長 国立国会図書館の館長	十二号給　五九八、〇〇〇円 十一号給　五六六、三〇〇円 十号給　五三五、二〇〇円 九号給　五〇二、六〇〇円
各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事	八号給　四七一、三〇〇円 七号給　四四一、四〇〇円 六号給　四〇五、二〇〇円 五号給　三六五、九〇〇円 四号給　三二九、二〇〇円 三号給　二九七、三〇〇円 二号給　二七四、二〇〇円 一号給　二五九、一〇〇円

別表第二　指定職給料表（第一条関係）

号給	給料月額
1	724,000円
2	780,000
3	838,000
4	917,000
5	989,000
6	1,060,000
7	1,135,000
8	1,204,000

備考　この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第三　行政職給料表（第一条関係）

イ　行政職給料表(一)

職員の区分 ＼ 職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	135,600円	185,800円	222,900円	261,900円	289,200円	320,600円	366,200円	413,000円	466,700円	532,000円
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600